

横須賀市障害児安全安心対策事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 横須賀市障害児安全安心対策事業補助金に係る補助については予算の範囲内において交付するものとし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱（令和5年10月27日付こ支虐第170号こども家庭庁長官通知）、障害児安全安心対策事業の実施について（令和6年3月29日付こ支障第73号こども家庭庁支援局長通知）、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、児童福祉法の例による。

(補助対象事業)

第3条 本補助の対象事業は、次の各号に定める事業とする。

(1) ICTを活用したこどもの見守り支援事業

ICTを活用したこどもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等を導入すること。

(2) 登降園管理システム支援事業

適切な登降園管理を行うための登降園管理システムを導入すること。

(3) 性被害防止対策支援事業

性被害防止に資するパーテーション、簡易扉、簡易更衣室、カメラ及び人感センサーライト等の設備の購入又は更新を行うこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に規定する事業所であって、本市内に事業所を設置し、運営するものとする。

(1) 前条第1号及び第2号に規定する事業

児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス

(2) 第3条第3号に規定する事業

障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所

(補助金の交付額等)

第5条 各補助事業における補助対象経費及び1事業所・施設あたりの基準単価等は別表1のとおりとする。（対象経費の実支出額が基準単価を超えない場合は、当該実支出額とし、当該実支出額に1,000円未満の端数があるとき

は、これを切り捨てる。)ただし、障害福祉サービス等報酬及び他の補助金等で措置されているものは、この要綱における補助の対象としないものとする。

(補助事業の遂行)

第6条 補助事業者は、本事業を遂行するにあたり、公正かつ最小の費用で最大の効果を上げ得るよう経費の効率的使用に努めなければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第4条第1項の申請書は、別途市が指定する様式により、次に掲げる書類を添えて市長の指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他参考となる書類

(実績報告)

第8条 規則第10条第1項の実績報告書は、別途市が指定する様式により、次に掲げる書類を添えて市長の指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他参考資料

(書類等の整備)

第9条 規則第8条に規定する書類及び帳簿等は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 規則第15条の規定による補助事業等により取得し、又は効用の増加した不動産その他市長が指定する財産は補助対象となった1件50万円以上の備品等とし、同条に規定する市長が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭長官が別に定める期間とする。

2 前項の期間の始期は、実績報告書により補助事業が適正に完了していることを確認した日とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係

る仕入控除税額報告書により、速やかに市長に対して報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。補助事業者は、市長の返還命令を受けて当該仕入控除税額を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱の施行に必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

補助事業	基準額	補助対象経費	補助率
(1) ICTを活用したこどもの見守り支援事業	1事業所あたり 200千円	ICTを活用したこどもの見守り支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）	基準額を上限とした補助対象経費の4/5以内とする
(2) 登降園管理システム支援事業	①端末購入を行わない場合、 1事業所あたり 200千円 ②端末購入を行う場合、1事業所あたり700千円	登降園管理システム支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）	基準額を上限とした補助対象経費の4/5以内とする
(3) 性被害防止対策支援事業	1事業所あたり 100千円	性被害防止対策支援事業に必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費	基準額を上限とした補助対象経費の3/4以内とする